

1 中断には、「研修医が臨床研修を継続することが困難である
2 と研修管理委員会が評価、勧告した場合」と「研修医から管
3 理者に申し出た場合」の2通りある。

4 管理者が臨床研修の中止を認めるには、以下のようなやむ
5 を得ない場合に限るべきであり、例えば、臨床研修病院また
6 は研修医による不満のように、改善の余地があるものは認め
7 るべきではない。

9 ①② 当該臨床研修病院の廃院、指定取り消しその他の理由
10 により、当該研修病院が認定を受けたされた研修プログラム
11 の実施が不可能な場合。

13 ②④ 研修医が臨床医としての適性を欠き、当該臨床研修病
14 院の指導・教育によつても改善が不可能な場合。

15 ③ 当該研修医が親の介護等を行わなければならぬ場合。

16 ③⑤ 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により研修を長期に
17 わたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満
18 たすことができない場合であつて、研修を再開するとき
19 に、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止
20 等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能
21 であると見込まれる場合。

22 ④⑤ その他正当な理由がある場合

24 (2) 中止した場合

25 管理者は、当該研修医の求めに応じて、速やかに、当該研
26 修医に対して臨床研修中断証を交付発行しなければならない。
27 この時、管理者は、研修医の求めに応じて、他の臨床研修病院を
28 紹介する等臨床研修の再開のためを行えるような他の臨床研修
29 病院を紹介する等の支援を行う必要がある。また、管理者は中止